

科学教育センター 観察・実験器具等に関する学校利用規定

真岡市科学教育センター

この規定では、真岡市科学教育センター(以下「センター」という)が所有し、貸出に供する理科観察・実験器具等(以下「器具等」という)の貸出について必要な事項を定める。

1(目的)

器具等の貸出は、市内小・中学校教職員等の理科学習推進に資することを目的とし、センター利用者の便宜を図るために行う。

2(利用対象)

器具等の貸出を受けることのできる者(以下「利用者」という)は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 真岡市内の小・中学校に勤務する教職員
- (2) 真岡市内の小・中学校理科(科学)クラブ担当者

3(貸出品)

貸出品は、以下のとおりとする。

- (1) センターが所有する観察・実験器具等(自作教具は除く)

4(貸出利用者)

貸出利用者は、センター所定の貸出申請書様式1を提出し、貸出を受けるものとする。

5(貸出期間)

器具等の貸出期間は貸出日から起算して2週間以内とする。ただし、やむを得ず期間を延長する場合、事前に連絡をし貸出申請書を再提出する。また、他校の希望が入っていると、延長できない場合がある。

6(貸出・返却受付時間)

器具等の貸出および返却受付時間は、センターの開館時間内とする。

7(貸出数量)

学校で利用する最低限の数量とする。

8(返却方法)

借り受けた器具等は貸出期間内にセンターに直接返却するものとする。

9(転貸の禁止)

器具等を第三者に転貸してはならない。

10(利用者の義務)

貸出利用者は、借り受けた器具等の運搬、利用等にあたっては、丁寧に取り扱いなければならない。また、借り受けた器具等が破損した際は、その旨をセンター所長に連絡しなければならない。

11(付則)

この規定は、令和4年4月1日から適用する。